3　第一項第二号に掲げる額は、農林中央金庫又は連結子法人等が行う次に掲げるオフ・バランス取引の対象資産に係る想定元本の額に百パーセントの掛目を乗じて得た額の合計額とする。

一　買戻条件付の資産売却又は求償権付の資産売却（レポ形式の取引又は証券化エクスポージャーに該当する取引である場合を除く。）

二　先物資産購入、先渡預金、部分払込株式の購入又は部分払込債券の購入（これらのオフ・バランス取引に係る取引対象資産が農林中央金庫又は連結子法人等の連結貸借対照表に計上される場合を除く。）

4　第一項第三号に掲げる額は、農林中央金庫又は連結子法人等が行うオフ・バランス取引に係る次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げるものの名目額に当該各号に定める掛目を乗じて得た額の合計額とする。

一　適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分　十パーセント

二　無格付の適格流動性補完　五十パーセント

三　前二号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー　百パーセント

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十七年三月三十一日（以下「適用日」という。）から適用する。

（特定項目に係る十五パーセント基準超過額に係る経過措置）

第二条　適用日から起算して三年を経過する日までの間における普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額において、その算定に係る自己資本比率告示第八条第十項第一号に規定する特定項目に係る十五パーセント基準額については、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁農林水産省告示第十二号。以下「自己資本比率改正告示」という。）附則第八条において読み替えて適用する自己資本比率告示第八条第十項第一号に定めるところによる。

（資本の額に係る経過措置）

第三条　適用日から起算して七年を経過する日までの間における第四条のＴｉｅｒ１資本の額（以下単に「Ｔｉｅｒ１資本の額」という。）において、その算定に係るその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額（自己資本比率告示第六条第一項に定めるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額をいう。以下同じ。）については、自己資本比率改正告示附則第三条第一項（同項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）及び第三項に定めるところによる。

2　適用日から平成三十年三月三十一日までの間におけるＴｉｅｒ１資本の額において、その算定に係る普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額（自己資本比率告示第五条第一項に定める普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額をいう。以下同じ。）については、自己資本比率改正告示附則第四条第一項に定めるところによる。

3　適用日から起算して三年を経過する日までの間におけるＴｉｅｒ１資本の額において、その算定に係る普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額については、前項の規定によるもののほか、自己資本比率改正告示附則第五条第一項（同項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）及び第六条（同条の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）に定めるところによる。

4　適用日から起算して三年を経過する日までの間におけるＴｉｅｒ１資本の額において、その算定に係るその他Ｔｉｅｒ１資本に係る基礎項目の額については、第一項の規定によるもののほか、自己資本比率改正告示附則第五条第二項及び第六条（同条の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）に定めるところによる。

5　適用日から起算して三年を経過する日までの間における普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額については、自己資本比率改正告示附則第七条第一項（自己資本比率改正告示附則第五条第一項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）に定めるところによる。

6　適用日から起算して三年を経過する日までの間におけるその他Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額については、自己資本比率改正告示附則第七条第一項（自己資本比率改正告示附則第五条第一項の表適用日から起算して一年を経過する日までの期間の項及び平成二十六年三月三十一日から起算して一年を経過する日までの期間の項を除く。）及び第二項に定めるところによる。

○金融庁農林水産省告示第三号

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府農林水産省令第十六号）第百十三条第三号ハ並びに第百十六条第一項及び第二項の規定に基づき、農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁農林水産省告示第六号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月十二日

金融庁長官　細溝　清史

農林水産大臣　林　芳正

第三条第一項中「定量的な開示事項」の下に「並びに連結レバレッジ比率（自己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標として農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率をいう。第六項並びに第五条第一項第十四号及び第十五号において同じ。）に関する開示事項」を加え、同条第五項中「第七号」の下に「並びに次項第二号」を加え、同条に次の二項を加える。

6　第一項の連結レバレッジ比率に関する開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　連結レバレッジ比率の構成に関する事項

二　前連結会計年度の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）

7　前項第一号に掲げる事項は、別紙様式第四号により作成しなければならない。

第四条前段中「事項」の下に「（半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、第二条第一項中「第百十二条第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について」とあるのは「第百十六条第一項に規定する」と、「事項は」とあるのは「事項（半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は」と、同条第二項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項中「事項（半期（四月から九月までの半期をいう。）に係るものに限る。）のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は」と、「並びに第五条第一項第十四号及び第十五号において同じ」とあるのは「において同じ」と、同条第二項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と、同条第四項第二号ヘ中「をいう。第五条第一項第七号において同じ」とあるのは「をいう」と、同条第六項第二号中「前連結会計年度」とあるのは「前半期（四月から九月までの半期をいう。）」と、同条第七項中「しなければならない」とあるのは「するものとする」と読み替えるものとする。

第五条第一項中「別に定める事項」の下に「のうち、自己資本の充実の状況に関する事項」を加え、同項に次の二号を加える。

十四　連結レバレッジ比率の構成に関する事項

十五　前四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた原因（当該差異がある場合に限る。）